

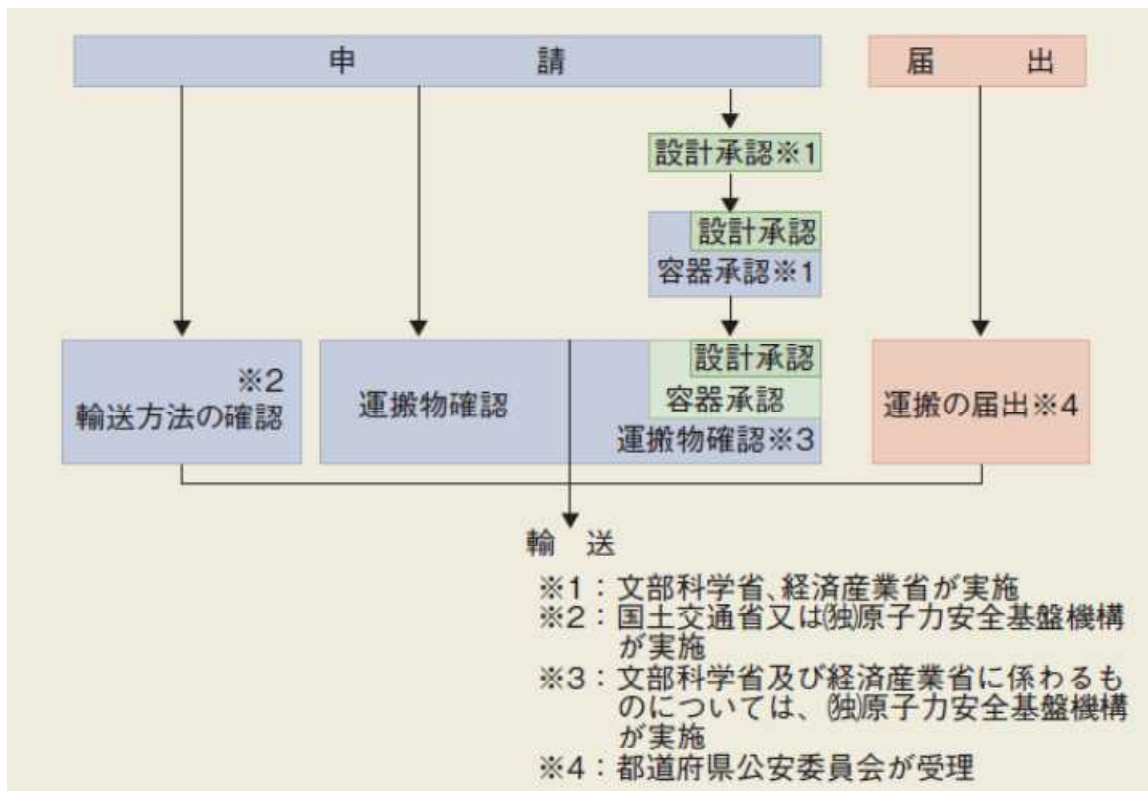
〈資料 1 3〉

核燃料物質等の輸送について

我が国における核燃料物質等の輸送については、発電所用新燃料や高速増殖炉（FBR）等の試験研究用の燃料は主として陸上輸送により、各原子力発電所で発生する使用済燃料や低レベル放射性廃棄物、また海外から返還される高レベル放射性廃棄物は、それぞれ国内の受け入れ先に向け、主として専用運搬船を用いた海上輸送により行われています。

これらの輸送は、国による厳重な安全規制及び事業者による安全対策の下に行われており、昭和54年に核燃料物質の事業所外運搬の安全規制体制が整備されて以来、現在に至るまで重大な事故は1件も報告されていません。

核燃料物質等の陸上輸送に係る安全規制の流れ



出典：原子力安全白書 平成21年版